

東京都公立学校情緒障害教育研究会会則

第1章 総則

第1条 本会は、東京都公立学校情緒障害教育研究会(都情研)と称し、事務局を会長校に置く。

第2条 本会は、情緒障害教育の拡充発展及び特別支援教育の振興を図ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を実現するために次の事業を行う。

- 1 情緒障害等特別支援教育に関する研究及び調査
- 2 情緒障害教育に関する研究会及び研究発表会、研修会、講演会
- 3 会報及び研究物の発行
- 4 関係機関及び関係団体との連絡、連携
- 5 本会の目的遂行に必要な事業

第2章 会員

第4条 本会は、東京都公立幼稚園、小学校、中学校の教職員をもって組織する。

第3章 役員及び企画運営本部委員

第5条 本会に次の役員及び企画運営本部委員を置き、任期は1年とし、再任は妨げない。

- 1 会長 1名 会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長 若干名 会長を補佐するとともに、東京都区市町村を5つに分けた各ブロックの運営を統括する。
また、会長事故あるときは代行する。
- 3 役員 若干名 役員は、会長、副会長、企画運営本部の総務とする。
- 4 企画運営本部委員 若干名 研究及び研修活動等の全体の企画・運営を統括するためにこの本部を設置し、総務、庶務、会計、研修、調査、広報を置く。
- 5 監事 若干名 会計監査を行う。

第6条 役員及び企画運営本部委員の選出は次の通りとする。

- 1 会長、副会長、監事、企画運営本部委員は、役員会において選出する。
- 2 各ブロックの総務、庶務、会計、研修、調査、広報、地区連絡の係は、ブロック内で選出する。

第7条 顧問を置くことができる。

- 1 顧問は、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 2 顧問は本会の重要事項について諮問に応じる。

第4章 会議

第8条 役員会は会長、副会長、企画運営本部の総務をもって構成し、会長が招集する。

第9条 企画運営本部会は、会長、副会長、企画運営本部委員で構成し、会長が招集する。

第10条 ブロック本部会は、副会長、総務係、庶務係、会計係、研修係、調査係、広報係、地区連絡係で構成し、副会長が招集する。

第11条 総会は、年1回実施し、役員等の選出、決算、予算、事業の報告及び予定、会則の改定等に関する重要事項について、承認する。また、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第5章 会費

第12条 本会の会費は、各区市町村からの年間1校(園)900円当たりの分担金及びその他の収入をもって充てる。

第6章 年度

第13条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 付則

第14条 本会の運営上の細則は、役員会で決める。

第15条 この会則は令和6年4月23日から施行する。

昭和42年10月 3日 施行
45年 5月29日 改正
58年 5月17日 改正
63年 5月 1日 改正
平成 8年 5月 1日 改正
9年 5月 1日 改正
12年 5月 1日 改正
13年 4月24日 改正
14年 4月23日 改正
18年 4月25日 改正
28年 2月 9日 改正
29年 4月18日 改正
令和 6年 4月23日 改正

東京都公立学校情緒障害教育研究会 運営細則

第1条 本細則は、東京都公立学校情緒障害教育研究会 会則第14条に基づき、本会の運営を円滑に図るために定める。

第2条 本会は、東京都の公立幼稚園、小学校、中学校を次の5つのブロックに分けて運営する。

東ブロック：足立区、葛飾区、江戸川区、墨田区、江東区

北ブロック：北区、荒川区、台東区、文京区、板橋区、練馬区、杉並区、中野区、豊島区

南ブロック：新宿区、千代田区、中央区、港区、渋谷区、世田谷区、目黒区、品川区、大田区、島しょ

多摩南ブロック：八王子市、日野市、町田市、多摩市、稲城市、府中市、狛江市、調布市、三鷹市、武蔵野市

多摩北ブロック：西東京市、東久留米市、東大和市、東村山市、武蔵村山市、清瀬市、小平市、小金井市、国分寺市、国立市、立川市、昭島市、福生市、羽村市、あきる野市、青梅市、西多摩3町1村

第3条 各ブロックに次の係を置き、任期は1年とし、再任は妨げない。

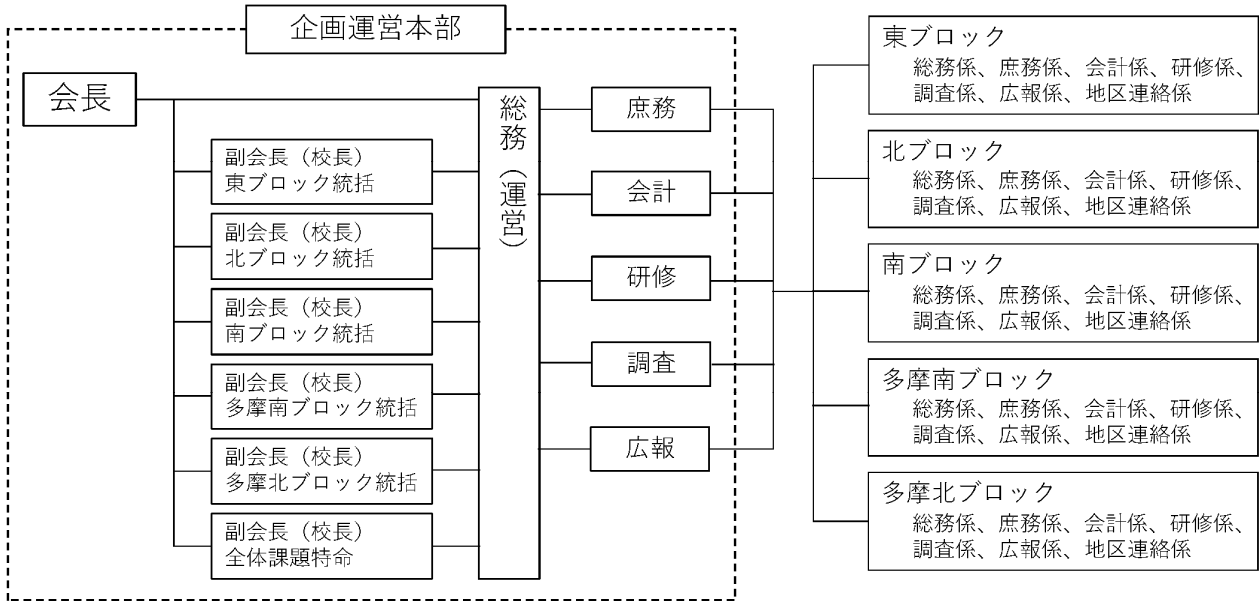
- 1 ブロック担当校長 若干名 ブロックを代表し、会務を統括する。内1名は副会長として企画運営本部に所属する。
- 2 ブロック総務係 若干名 ブロック本部の進行調整を担当し、企画運営本部委員会に参加する。
- 3 ブロック庶務係 若干名 会議の招集、記録の作成保持をする。
- 4 ブロック会計係 若干名 ブロックにおける活動に係る経費を管理する。
- 5 ブロック研修係 若干名 ブロック内の研修の企画・運営及び本会全体に関わる研修会の連絡調整を行う。
- 6 ブロック調査係 若干名 本会全体に関わる調査の周知・集約、ブロック内における調査を行う。
- 7 ブロック広報係 若干名 本会全体及びブロックの活動の宣伝活動等を行う。
- 8 ブロック地区連絡係 若干名 各ブロックにおける区市町村内の連絡調整、情報収集等を行う。他の係との兼任を拒まない。

第4条 会則第5条第2項に関しては、次のように定める。

- 1 副会長は、各ブロックから選出された校(園)長が務める。
- 2 副会長は、会長との連絡調整を図りながらブロックの活動が円滑に推進されるよう各ブロックを統括する。

第5条 会則第5条第3項に言う「企画運営本部」の構成、役割は、下記の通りとし、年3回程度開催する。

都情研組織図



- 1 総務は、会長の指示の下、本会運営全般に関わる諸課題の対応の中核を担い、企画運営本部会の進行を務める。
- 2 庶務は、企画運営本部の開催事務、記録保管、各ブロックへの通知等を行う。
- 3 会計は、各自治体からの分担金の徴収、本会全体に関わる事業費の収支、各ブロック事業費の支出調整等を行う。
- 4 調査は、関係機関との連絡提携、実態調査の立案・各ブロックへの通知・結果収集・考察と資料作成等を行う。
- 5 研修は、本会の全体に関わる研修の立案・実施のための調整、各ブロック実施の研究の実施状況の把握等を行う。
- 6 広報は、本会全体に関わる広報活動の企画・立案及び実施、各ブロックの広報活動の連絡調整を行う。

第6条 会則第5条第5項の監事は、前会長又は前副会長から選出する。

第7条 会則第7条に言う「顧問」とは、本会の会長経験者並びに役員会の推薦を受けた情緒障害教育研究振興のための専門家等とする。

第8条 企画運営本部の承認を得て、必要に応じて臨時委員会を設置することができる。

第9条 総会は、年1回行い、運営はブロックが輪番で担当する。

第10条 夏季集中研修等、本会全体の研究及び研修の質的向上を図るための事業については、企画調整を企画運営本部と輪番による担当ブロックの協働で実施する。